



事務連絡
平成26年11月14日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護業務室長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザの監視の徹底について

今般、鳥根県のコハクチョウ糞便において、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)が検出された旨報告がありました。現在、糞便採取地点から半径10km圏内を監視重点区域に指定し、監視を強化しているところです。

野鳥に係る取組については、9月の韓国における高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)の検出を踏まえ、監視体制の強化や異常が認められた場合の対応等について、万全を期されるよう先般お願いしたところですが、目下の情勢を踏まえ、その徹底につきよろしく願いいたします。なお、技術対応マニュアルにおける対応レベルは、引き続き「2」とします。

また、貴都道府県において、鳥インフルエンザに係る情勢の変化が見られた場合には、夜間・休日を問わず、速やかに当方までお知らせくださるようお願いいたします。

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
担当:堀内鳥獣保護管理企画官、
根上専門官、山崎係長
直通:03-5521-8285